

秘密保持及び反社会的勢力の排除に関する条件

1. 概要

書面による別段の定めがない限り、SGSジャパン株式会社（以下「当社」という。）のサービス申請者（以下「顧客」という。）に対する全ての提案又はサービス並びに顧客と当社の間に結果として生じる全ての契約関係（以下「本契約」という。）に本条件が適用される。

2. 秘密保持

2.1 秘密情報の定義

2.1.1 秘密情報は、次のいずれかに該当する情報を意味する。

- (1) 顧客及び当社の当事者の一方（以下「情報開示者」という。）が相手方（以下「情報受領者」という。）に開示した情報のうち、情報開示者が開示の際に書面にて「機密」、「厳秘」、「関係者限り」その他機密である旨の表示（以下「機密表示」という）を行った情報
- (2) 情報開示者が情報受領者に開示した情報のうち、情報開示者が開示の際に口頭又は視覚的手段にて機密である旨を表示した上で、開示後10日以内に書面にて機密である旨を表示した情報
- (3) 本契約の存在及びその内容

2.1.2 2.1.1の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する情報は、秘密情報には該当しない。

- (1) 情報受領者が開示を受けた時点で既に公知であった情報
- (2) 開示後、情報受領者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
- (3) 開示後、当該情報につき正当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく情報受領者が別途入手した情報
- (4) 情報受領者が開示された秘密情報と無関係に開発又は創作した情報

2.2 秘密保持の義務

2.2.1 情報受領者は、秘密情報を本契約以外の目的で使用してはならない。

2.2.2 情報受領者は、情報開示者の書面による事前の承諾のない限り、秘密情報を第三者に対して開示又は漏洩してはならない。

2.2.3 2.2.2の規定にかかわらず、情報受領者は、本件目的のために秘密情報の開示を受ける必要のある情報受領者又はその親会社の連結決算対象会社（あわせて「グループ会社」という。）、情報受領者及びそのグループ会社の役員及び従業員並びに情報受領者が起用する弁護士、公認会計士、税理士その他の代理人に対し

ては、情報開示者の書面による事前の承諾を要することなく秘密情報を開示することができる。

2.2.4 情報受領者が自己以外の者に秘密情報を開示する場合には、開示の相手方に對し、自己と同等の内容の秘密保持義務を課すとともに、開示の相手方が秘密保持義務に違反した場合には、情報受領者は、情報開示者に対して責任を負う。

2.2.5 2.2.2の規定にかかわらず、情報受領者は、裁判所又は行政官庁により適法に開示を求められた場合、要求された限度で開示することができる。この場合、情報受領者は、情報開示者に対し、開示先、開示目的、開示する情報等について、事前に通知し、又は、やむを得ない場合に限り、事後速やかに書面により通知しなければならない。

2.2.6 秘密保持義務は、当該秘密情報が開示された日から5年間存続する。ただし、個人情報に関する秘密保持義務は、期限の定めなく、存続する。

2.3 秘密情報の複製

情報受領者は、秘密情報について、本契約のために必要がある場合には、複写又は複製することができる。その場合、情報受領者は、当該複写又は複製物を秘密情報と同様に取り扱う。

2.4 秘密情報の返還

情報受領者は、情報開示者の書面による請求があった場合には、速やかに秘密情報が記載又は記録された有体物（その複製物を含む。）を情報開示者に対し返還し又は廃棄する。ただし、情報受領者はその情報管理に係る内部統制上の要請から必要な場合、かかる秘密情報について、当該目的のために一部のみ保持することができるものとし、当該秘密情報については、引き続き、本契約上の権利義務を負う。

3. 反社会的勢力の排除

3.1 表明及び保証

3.1.1 顧客及び当社は、現在又は将来にわたって、次に掲げる反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明し、これを保証する。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ等総会屋等
- (6) その他前記(1)乃至(5)に準ずるもの

3.1.2 顧客及び当社は、現在又は将来にわたって、3.1.1に掲げる反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」という。）と次のいずれかに該当する関係を有しないことを表明しこれを保証する。

- (1) 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
- (2) 反社会的勢力等がその経営に実質的に関与している関係
- (3) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
- (4) その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

3.1.3 顧客及び当社は、自ら又は第三者を利用して次のいずれの行為も行わないことを表明しこれを保証する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為
- (5) その他前記(1)ないし(4)に準ずる行為

3.2 解除及び損害賠償

3.2.1 顧客及び当社は、相手方が3.1.1乃至3.1.3のいずれかに該当すると合理的に判断した場合は、相手方に対して何らの通知、催告を要せず、また自己の債務の履行提供をせずに直ちに契約の全部又は一部を解除することができる。

3.2.2 3.2.1により解除した当事者（以下「解除者」という。）に損害が生じた場合は、解除された当事者（以下「被解除者」という。）に賠償を請求することができる。なお、被解除者は、解除により損害が生じた場合であっても、解除者に対し、賠償を請求することができない。